

2021年5月20日

文部科学大臣 萩生田光一 様

全日本教職員組合
中央執行委員長 宮下 直樹

新型コロナウイルス感染急拡大にともなう要請について

日頃より子どもたちの学ぶ権利を保障するためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

5月7日、政府は、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」を発出し、東京都など1都1道2府5県に新型コロナウイルス特別措置法にもとづく緊急事態宣言の期間延長と地域の追加を行いました。新規感染者数が7000人を超え、1日の死者数が100人を超える日があるなど、すでに第4波ともいえるべき事態となっています。

各学校では、感染防止対策をおこないながら、一人ひとりの子どもたちを受け止め、教育活動をすすめています。萩生田文科大臣は「文科省から学校に対して一斉休校を要請することは考えていない」と述べていますが、必要な感染防止対策をおこないながら、一人ひとりの子どもたちの成長・発達を保障するために、学校には多くの課題があります。感染防止対策を各自治体や学校まかせにすることなく、国の責任で実状を把握した上で、十分な予算措置と緊急に必要な対策をとることが求められています。また、教職員が感染拡大の起点とならないようにする対策をとることは急務です。

以上の観点から、下記の事項を緊急に要請します。

記

1. 緊急に行うべきこと

- ① すべての教職員のPCR検査体制をただちに確立し、随時必要な検査を受けることができるようにすること。また、学校で児童生徒や教職員の感染者等が発生した場合などにおいて、必要なすべての子どもがPCR検査を受けることができるようにすること。
- ② 2021年度全国学力・学習状況調査は中止すること。経年変化分析調査も中止すること。
- ③ すべての学校・学年で20人以下での少人数授業が可能となるよう、必要な教員を追加配置すること。特別支援学校や特別支援学級において通常時の半数以下での授業が可能となるよう教員を追加配置すること。
- ④ コロナ禍のもとで子どもたちの貧困が拡大し「生理の貧困」といわれる、経済的な理由等で子どもたちが生理用品を購入できない事態が広がっていることをふまえ、学校に無償の生理用品を設置・配布できるようにすること。

2. 中長期的視野に立ち、準備すること

- (1) 学校における感染拡大を防止するために必要な条件整備をおこなうとともに、必要な財政措置をおこなうこと。
 - ① すべての学校に必要な学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、ICTアドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を大規模追加配置すること。
 - ② すべての学校に養護教諭をただちに配置すること。必要な学校に養護教諭の複数配置をおこなうこと。医療的ケアを必要とする児童生徒のための医療スタッフを配置・増員し、必要な物品を確保すること。
 - ③ 私立高等学校等への学校再開等支援における私立高等学校等経常費補助金支援を措置すること。
 - ④ 緊急事態宣言発出等にもなう修学旅行などの学校行事の変更により生じる家庭や学校の経済的負担について、国が財政的措置をすること。
- (2) 各学校の子どもの実態をふまえた教育課程編成を尊重すること。
 - ① 運動会などの学校行事については各学校の判断を尊重すること。
 - ② 休校した場合の授業時間の確保については、学校判断を尊重すること。

- (3) 休校および学校再開の要請・指示については、学校設置者が、児童生徒や地域の実態をふまえ、主体的に検討し判断するものであることを明らかにすること。緊急な対応が求められる場合であっても、必要な連絡体制を確立するなど、ていねいな対応をおこなうこと。
学校設置者が休校を要請・指示する場合に、子どもたちの居場所を確保するなど必要な対応をおこなうこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が急変した子どもたちの学費を負担している者に対し、下記の対応が可能となるよう財政措置をおこなうこと。
- ① 就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給等の申請書の提出等に関して柔軟な対応をおこなうこと。年度途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助をおこなうこと。
 - ② 入学料や授業料など学納金の納付が困難な者に対して、都道府県や各教育委員会が入学料等の減免、減額及び猶予をおこなうこと。「私立高等学校等に通う生徒等の家計急変世帯への授業料減免支援」を実施するとともに、全額国負担とすること。
 - ③ 高校等就学支援金や高校生等奨学給付金について、申請期間を延長するなど柔軟な対応をおこなうこと。年度途中においても授業料減免措置等の必要な支援をおこなうこと。奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに対応すること。
 - ④ 各制度の内容や問い合わせ先を周知徹底し、相談に対して丁寧に対応すること。

以 上